

# 福岡県公報

令和7年1月7日  
第 561 号

## 目次

### 告示(第1号-第8号)

○廃棄物が地下にある土地の区域の指定	(廃棄物対策課)	1
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○都市計画事業の認可	(公園街路課)	3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	4
○道路の供用の開始	(道路維持課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4

### 公 告

○介護保険法に基づく指定市町村事務受託法人の事務所の廃止	(介護保険課)	5
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(建築指導課)	5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	5

### 選挙管理委員会

○長が不在者投票管理者となるべき病院等の取消し	(行財政支援課)	6
○長が不在者投票管理者となるべき病院等の変更	(行財政支援課)	6
○長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定	(行財政支援課)	6

### 警察本部

○電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる手続等の一部を改正する告示

(警察本部情報管理課) ..... 6

### 海区漁業調整委員会

○福岡湾におけるじょれんを使用したアサリ採捕の禁止 (漁業管理課) ..... 7

## 告 示

### 福岡県告示第1号

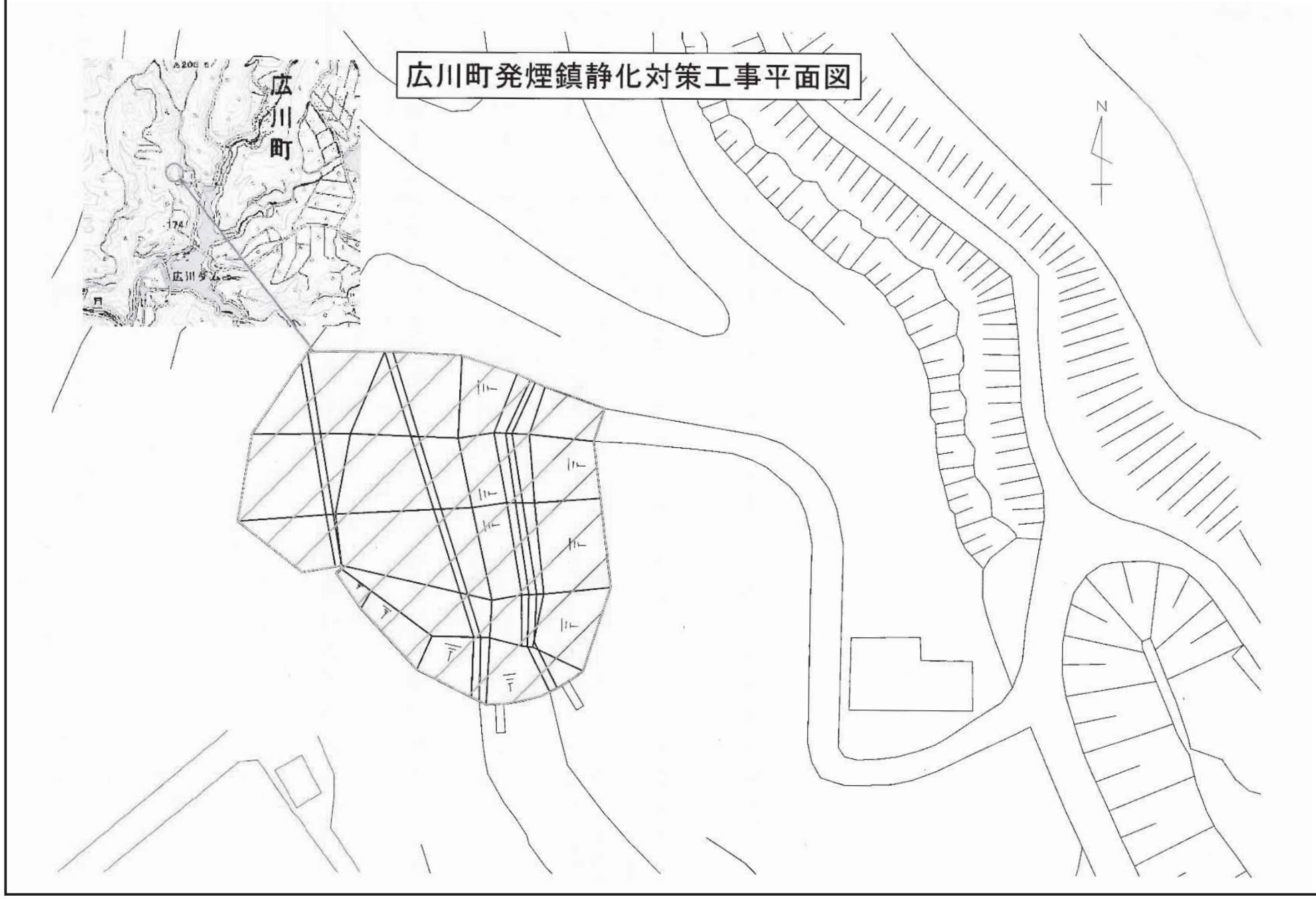
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第15条の17第1項の規定に基づき、次のように廃棄物が地下にある土地の区域を指定区域として指定する。

なお、廃棄物が地下にある土地の区域の指定(令和6年11月福岡県告示第732号)は、取り消す。

令和7年1月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 指定する区域  
八女郡広川町大字水原のうち、「広川町発煙鎮静化対策工事平面図」中斜線で示された部分に該当する区域
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第13条の2の規定による埋立地の区分  
生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置(法第19条の8第1項の規定に基づく措置に相当する措置であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第12条の32第3号の規定に該当する措置)が講じられた埋立地



**福岡県告示第2号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年1月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八女	県道	玉名線	前	八女市本村425番331先から 八女市本村425番27の4先まで	7.3 ～ 12.0	113.3
			後	八女市本村425番331先から 八女市本村425番27の4先まで	7.3 ～ 18.2	113.3

**福岡県告示第3号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和7年1月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 施行者の名称

福岡市

## 2 都市計画事業の種類及び名称

福岡広域都市計画道路事業 3・5・1-80号 吉塚松崎線

## 3 事業施行期間

令和7年1月7日から令和16年3月31日まで

## 4 事業地

## (1) 収用の部分

福岡市東区筥松一丁目及び東区原田一丁目地内

## (2) 使用の部分

福岡市東区筥松一丁目及び東区原田一丁目地内

**福岡県告示第4号**

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年1月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 保安林予定森林の所在場所

朝倉市杷木志波字下道目木2675の1、2676の3、2676の5、2676の6、2676の8、2721の1、2722の3

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字下道目木2675の1・2676の3・2676の5・2676の6・2676の8・2721の1・2722の3（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第5号**

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森

林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年1月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所

大牟田市大字岩本字焼石1724の1、大字上内字山口川原402

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字焼石1724の1・字山口川原402（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び大牟田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第6号**

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年1月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所

朝倉市山田字奈良ヶ谷1589の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字奈良ヶ谷1589の2（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第7号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和7年1月7日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年1月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京 築	直 方 橋 線	行橋市南大橋三丁目853番1先から 行橋市北泉二丁目1909番1先まで

**福岡県告示第8号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する

令和7年1月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
京 築 県 道	犀 豊 川 前 線	犀 豊 川 前 線	前	築上郡築上町大字寒田35番4先から 築上郡築上町大字寒田2005番4先まで	5.0 ～ 17.0	248.0
			後	築上郡築上町大字寒田35番4先から 築上郡築上町大字寒田2005番4先まで	5.3 ～ 17.3	248.0
			後	築上郡築上町大字寒田35番4先から 築上郡築上町大字寒田2005番4先まで	5.3 ～ 17.3	232.0

## 公 告

### 公告

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第11条の3第1項の規定に基づき、指定市町村事務受託法人から廃止の届出があったので、同令第11条の6第2号の規定により次のように公示する。

令和7年1月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

### 事務所の廃止

事務所の名称	所在地	廃止年月日
調査ラボ福岡合同会社	福岡市西区内浜二丁目23番1号	令和6年12月31日

### 公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第5号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県建築士法施行細則（昭和25年福岡県規則第111

号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県建築都市部建築指導課に備え置きます。

令和7年1月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

### 1 意見を募集しなかった理由

今回の改正は、国土交通省住宅局建築指導課において意見公募手続を実施して定めた建築士法施行規則の一部を改正する省令（令和6年国土交通省令第63号）と実質的に同一の内容であり、福岡県行政手続条例第37条第4項第5号に該当するため同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

### 2 規則の公布日

令和6年11月22日

### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和7年1月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

### 1 開発区域に含まれる地域の名称

八女市今福字寺の西1069番18、1069番20、1070番1、1070番5、1071番1、1072番1、1072番4及び1072番5並びに室岡字駄渡瀬1302番34、1302番35、1303番4から1303番12まで、1303番15及び1303番26から1303番32まで

### 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

八女市龍ヶ原134番地1  
株式会社八女急送  
代表取締役 山下 伸大

### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第

36条第3項の規定により公告する。

令和7年1月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡篠栗町大字高田字松ノ元430番1から430番5まで並びに字桑原432番1及び432番3から432番14まで並びにこれらの区域内の水路である町有地の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

遠賀郡岡垣町大字山田970番地の1

有限会社北園総合建設

代表取締役 北園 香

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第1号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号（ほかの法令において準用され、又は例によるものとされている場合を含む。）の規定に基づき指定した不在者投票を行うことができる次の施設の指定を取消した。

令和7年1月7日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

施設名	所在地	取消年月日
住宅型有料老人ホームにしぞの	北九州市若松区西園町9-5	令和6年12月19日

福岡県選挙管理委員会告示第2号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号（ほかの法令において準用され、又は例によるものとされている場合を含む。）の規定に基づき指定した不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり変更があった。

令和7年1月7日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

施設名	変更内容	変更後	変更前
香月老人ホーム	所在地	北九州市八幡西区楠橋上方1-11-1	北九州市八幡西区大字畑325番地

福岡県選挙管理委員会告示第3号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号（ほかの法令において準用され、又は例によるものとされている場合を含む。）の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設を指定した。

令和7年1月7日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

施設名	所在地	指定年月日
ホスピス住宅ビーズの家南片江	福岡市城南区南片江2-31-9	令和6年12月19日
地域密着型特別養護老人ホームかあむ茜月	福岡市西区大字飯盛23-1	令和6年12月19日
ラ・ポール引野	北九州市八幡西区引野2-12-46	令和6年12月19日
ケアプラザ倶楽部雪月花	北九州市八幡西区森下町27-38	令和6年12月19日
地域密着型特別養護老人ホームひびきのもり	北九州市若松区深町1-15-8	令和6年12月19日
地域密着型特別養護老人ホームにしぞの	北九州市若松区西園町9-5	令和6年12月19日

警察本部

福岡県警察本部告示第74号

電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる手続等（令和3年5月福岡県警察本部告示第31号）の一部を次のように改正し、令和7年1月31日から施行する。

令和7年1月7日

福岡県警察本部長 住友 一仁

1 の表中

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）	第 8 条第 1 項	を
------------------------------------	------------	---

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）	第 8 条第 1 項	に
行政不服審査法（平成26年法律第68号）	第 2 条	
	第 3 条	
	第38条第 1 項	

改める。

4 の(2)の表中

福岡県道路交通法施行細則	第16条第 1 項	を
--------------	-----------	---

福岡県道路交通法施行細則	第16条第 1 項	に
行政不服審査法	第 2 条	
	第 3 条	
	第38条第 1 項	

改める。

### 海区漁業調整委員会

#### 筑前海区漁業調整委員会指示第212号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第 1 項の規定に基づき、福岡湾（博多湾）内におけるアサリの乱獲を防止し、アサリ資源の保護を図るため、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関等が試験研究等のためにアサリを採捕する場合は、この限りではない。

令和 7 年 1 月 7 日

筑前海区漁業調整委員会会長 富重 信一

1 指示の適用海域

(1) 室見川河口域

次のア点からイ点を見通した線（福岡市早良区百道浜 4 丁目地先及び福岡市西区豊浜 1 丁目地先の両岸に設置した各標識を結んだ線）及びウ点からエ点を見通した線（室見川と金屑川の合流点から下流約20メートルで両岸を結んだ線）並びに陸岸によって囲まれた海域

- ア点 北緯33度35.476分 東経130度20.720分（世界測地系）
- イ点 北緯33度35.463分 東経130度20.467分（世界測地系）
- ウ点 北緯33度35.147分 東経130度20.468分（世界測地系）
- エ点 北緯33度35.109分 東経130度20.614分（世界測地系）

(2) シーサイドももち海浜公園（百道浜地先）

次のオ、カ、キ、ク、ケの各点を順次結んだ線と陸岸によって囲まれた海域

- オ点 北緯33度35.728分 東経130度21.382分（世界測地系）
- カ点 北緯33度35.825分 東経130度21.328分（世界測地系）
- キ点 北緯33度35.771分 東経130度21.063分（世界測地系）
- ク点 北緯33度35.767分 東経130度20.786分（世界測地系）
- ケ点 北緯33度35.665分 東経130度20.768分（世界測地系）

(3) シーサイドももち海浜公園（地行浜地先）

次のコ、サ、シ、スの各点を順次結んだ線と陸岸によって囲まれた海域

- コ点 北緯33度35.863分 東経130度21.710分（世界測地系）
- サ点 北緯33度35.934分 東経130度21.626分（世界測地系）
- シ点 北緯33度35.849分 東経130度21.414分（世界測地系）
- ス点 北緯33度35.757分 東経130度21.461分（世界測地系）

2 指示の内容

じょれんを使用してアサリを採捕してはならない。

3 指示の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和10年 3 月31日まで